

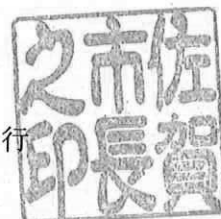
諮 問 書

佐市健第 382号

令和2年7月10日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村上 英明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第9条第1項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

「お母さんと赤ちゃん臨時特別給付金（仮称）」事業実施における、個人情報の目的外利用について（佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号による諮問）

「お母さんと赤ちゃん臨時特別給付金（仮称）」事業実施における、保有個人情報の電子計算機処理の開始について（佐賀市個人情報保護条例第9条第1項による諮問）

2 事業の内容

○「特別定額給付金」が4月27日の基準日時点で住民基本台帳に記録されている者へ支給されている。

○4月28日以降に生まれた赤ちゃんは「特別定額給付金」の対象外となることから、子育て世代への経済支援策として市独自の給付金を支給することを検討している。

3 目的外利用について

(1) 目的外利用申請者

健康づくり課

(2) 個人情報の所管課

①市民生活課

②こども家庭課

(3) 目的外利用の理由

対象者宛に申請書類等を通知するため、前項に掲げる個人情報の利用が不可欠なため目的外利用を行いたい。

(4) 目的外利用を行う個人情報の内容
添付資料(1)のとおり

4 電子計算機処理について

(1) 目的

お母さんと赤ちゃん臨時特別給付金(仮称)は、子育て世代への経済支援が目的であり、事業実施時点で約1千件の申請書を速やかに審査及び支給し、引き続き4月末まで合計約2千件の給付金を支給することが求められている。

一連の作業を迅速かつ確実に処理するために電子計算機による処理を行いたい。

(2) 個人情報の適切な取り扱いに関する措置

- システム利用者については、ID、パスワード及び指紋認証によって利用者を制限する。
- システム利用に係るアクセスログ・操作ログを保存し、トレーサビリティを担保する。
- 電子計算機利用は外部との接続のない閉鎖的ネットワーク内にて行う。
- システム利用者(委託を行う場合には受託業者を含む)に、市が定める情報セキュリティポリシーを遵守させる。

5 目的外利用及び電子計算機処理を行う期間
答申日から令和3年5月31日まで

6 添付資料

(1) 目的外利用を行う個人情報の内容

添付資料 (1)

目的外利用、電子計算機処理を行う個人情報の内容

| | 利用個人情報 | 利用情報の仕様 | 情報保有課 | 利用目的 |
|---|--------------------------|--|-----------------|--|
| ① | 住民基本台帳登載情報 (外国人情報を含む) | 市が整備している情報のうち、以下の情報を事由として登録があった者 (A) の情報を ・ (A) の世帯員全ての情報 ・ 情報：氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、続柄に関する情報、異動年月日、異動事由、在留期間満了日 (外国人の場合に限る) | 市民生活課 | 対象期間中に出生した子どもの保護者宛に通知を行う。 お母さんと赤ちゃんとらん臨時特別給付金支給申請書 (以下「申請書」) に予め記載し、申請書作成時のミスを減らすとともに、申請者側の負担を軽減する。 |
| ② | 母子生活支援施設入所者の情報 | 施設への入所等措置が取られている者の情報 ・ 情報：氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、住民票上の住所、施設入退所年月日 | こども家庭課 | 当該施設入所者へ通知し、住民票上の住所に発送しない。 |
| ③ | DV避難者等 ※本人同意による利用 | 事業開始日において、配偶者からの暴力等を理由に避難している者及び避難者が監護する児童の情報 ・ 情報：氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、住民票上の住所 | 市民生活課 こども家庭課 | DV避難者等の避難先住所へ通知し、加害者に発送しない。 |